

自宅で酸素療法を受けられる方へ

スタッフ用

【在宅酸素療法について】

I. 必要物品

酸素供給装置、鼻カニューラまたはマスク

＊ パルスオキシメーターは自己購入か、主治医や訪問看護師の訪問時にチェックを受ける。

II. 方法

1. ご家族に「身体障害者の意見書」（呼吸器用）を各市町村役場や市役所の福祉課にとりに行って頂く。
2. 医師は「在宅酸素療法指示カード」、「身体障害者の意見書」（呼吸器用）を記入する。
3. 「在宅酸素療法指示カード」4枚目（酸素濃縮器使用同意書）に患者様に印鑑を押して頂く。
4. 「これから在宅酸素療法を始められる方へ」「在宅酸素療法日誌」「在宅酸素療法について」を患者様に説明し渡す。
5. 「在宅酸素療法指示カード」の記入漏れのないことを確認する。用紙の余白部分に部屋番号、設置日時を記入する。
→庶務課（用度係）へ提出する。
→庶務課が業者（テイジンもしくは大島商会）に連絡する。
緊急の場合は直接業者に連絡することもある。
6. 「身体障害者の意見書」（呼吸器用）は記入漏れがないか確認し、ご家族に返し手続きしていただく。コピーをして外来診療綴りに貼付する。
7. 患者様・ご家族は退院当日に自宅で業者より説明を受ける。

〈注意事項〉

1. 医師の指示通りに施行するように説明する。（酸素の量、時間）
2. パルスオキシメーターで定期的に酸素飽和度を測定し、記録に残すように説明する。
 - ① 往診や訪問看護による方法
 - ② 自己購入して自己測定する方法
3. 指示の酸素量で呼吸困難、発熱、喀痰の増加があれば我慢せず受診するように説明する。
4. 火気厳禁について説明する。
 - （ア）酸素供給装置は火気より少なくとも2m離す。
 - （イ）禁煙を勧める。